

令和2年10月7日

一般廃棄物収集運搬業許可業者 各位

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 所長

一般廃棄物収集運搬業に関する留意事項

○清掃リサイクルセンター21にごみを搬入する際の留意事項

- ①搬入できるごみは伊勢崎市内で発生した一般廃棄物のみです。産業廃棄物は搬入できません。
- ②伊勢崎市の発行する「ごみ分別辞典」に従って分別してください。
- ③スプリングマットレスを搬入する際は、スプリングと被覆を分別してください。
- ④塵芥車（パッカー車）以外の車両で可燃ごみピットへの直接ダンプは原則禁止ですので、投入を希望する場合は「ダンプ投入許可証」を申請してください。
- ⑤施設内では作業員や歩行者がいますので必ず徐行し、一時停止を守って安全運転を心掛けてください。
- ⑥ごみを降ろすのに時間がかかると他の来場者を待たせてしまうこととなりますので、できる限りスムーズに降ろせるようあらかじめ分別して来場してください。
- ⑦伊勢崎市清掃リサイクルセンター21は焼却方式が流動床式焼却炉を採用しており、近隣他市とは可燃ごみの区分が違いますので注意してください。
- ⑧下記品目は可燃ごみピットへは絶対に入れないでください。焼却炉の詰まりの原因になります。
 - ・ダンボール
 - ・ふとん類
 - ・ブルーシート類
 - ・PPバンド
 - ・ゴムホース
 - ・建築資材（木材）
 - ・枝、木
- ⑨焼却ごみピットに焼却不可品目を投下した場合には、ホップーステージ上にて分別作業をしていただく場合があります。
- ⑩留意事項を守っていただけない場合には、文書による指示や許可取消等の措置を講じることがあります。また、施設に損害を及ぼした場合には補償していただきます。

○事務手続きに関する留意事項

- ①許可の期限は2年間です。期限が切れる30日前までに更新の手続きをしてください。基本的にリサイクルセンター21からは連絡をしないので注意してください。
- ②毎月10日までに実績報告書を提出してください。実績が0でも提出してください。
- ③赤堀地区のごみを桐生市清掃センターに搬入する場合は、事前に桐生市清掃センターに搬入の申請をしてください。申請方法は桐生市清掃センター（TEL. 0277-74-1010）へ直接問い合わせてください。